

お わ り に

長岡市交通バリアフリー基本構想は、長岡市と関係事業者が相互に協力しながら、確実な移動円滑化の推進を図るものです。市では、重点整備地区内の特定旅客施設、特定経路、特定経路に係わる施設等のバリアフリー化を平成22年までに実施するために、フォローアップ委員会などにより基本構想の推進に努めます。

この基本構想は、長岡市が人にやさしいまちになるための一段階に過ぎません。実際の施設整備にあたっては、冬期のバリアフリー対策など、検討すべき課題がまだ残されています。

ハートビル法の改正により、一定規模の公共建築物等についてバリアフリー化が義務づけられ、交通バリアフリー法の対象ではない特定施設のバリアフリー化が実現されることになり、さらなる移動円滑化が期待できます。また、平成17年以降には交通バリアフリー法の改正が見込まれ、現在の交通バリアフリー法では対応していない、S T S等の総合的な交通施策や移動補助手段（電動3輪車、4輪車など）への対応も考えていかなければなりません。

今後も、ノーマライゼーションの実現に向けて、一年を通じて安心して行動できる総合的なバリアフリー、さらに一步進めたユニバーサルデザインのまちづくりへの取り組みを進めていきます。

【語句の説明】ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)

一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したものです。改正ハートビル法(平成15年4月1日施行)では、新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化を義務づけられます。

長岡市交通バリアフリー基本構想（長岡駅周辺地区）

平成 15 年 1 月（第 2 刷）

長岡市都市整備部都市政策課

〒940-8501 長岡市幸町 2 丁目 1 番 1 号

電話 0258-35-1122（代）
